

表題部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000211436
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	諫早市大字真崎本村名字上大砂西平			[余白]	
	諫早市大さこ町			平成28年2月27日変更 平成28年3月1日登記	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
601番	畑	1421		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
601番1	[余白]	1253		③錯誤 ①③601番1、601番2ないし601番4に分筆 〔平成23年8月12日〕	
[余白]	[余白]	306		③601番1、601番6に分筆 〔平成28年1月22日〕	
[余白]	宅地	306	55	②③平成28年2月27日地目変更 〔令和7年11月11日〕	
[余白]	[余白]	329	58	③601番3を合筆 〔令和7年12月1日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和58年12月16日 第17700号	原因 昭和58年10月31日売買 所有者 諫早市大字真崎本村名191番地 中村 信行 順位3番の登記を移記
2	条件付所有権移転仮登記	平成7年3月16日 第4353号	原因 平成7年3月10日売買 (条件 農地法 第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 順位4番の登記を移記
	所有権移転	平成10年7月23日 第9431号	原因 平成7年3月10日売買 所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日
3	合併による所有権登記	令和7年12月1日 第18514号	所有者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社

★ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

★ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D18219 (3/5)

1/2

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成15年3月17日 第4504号	原因 平成14年4月1日設定 極度額 金163億3,699万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形貸付 手形債権 小切手債権 債務者 長崎市元船町17番1号 長崎県住宅供給公社 根抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社十八銀行) 共同担保 目録(イ)第3782号
付記1号	1番根抵当権移転	平成23年9月2日 第15423号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 根抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
2	1番根抵当権抹消	平成23年9月2日 第15424号	原因 平成23年8月19日解除



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和7年12月9日
長崎地方法務局諫早支局

登記官

浦田 恵子



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の親戚人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは注記事項であることを示す。

整理番号 D18219 (3/5)

2/2